

高松市自治基本条例に基づく

# 高松市自治推進審議会の委員を募集します

本市では、自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める高松市自治基本条例を平成22年2月に施行し、この条例に基づき、自治運営の状況の把握や検証などを行うため、「高松市自治推進審議会」を設置しています。この度、委員の任期が満了することから、次のとおり委員を募集します。

1 募集人数 2人程度

2 募集期間 令和8年1月26日（月）から2月6日（金）まで（必着）

3 応募資格 応募時において、市内に居住又は通勤・通学する満年齢18歳以上の方  
※ 市議会議員、市職員（会計年度任用職員を含む。）、また、他の附属機関等（4機関以上）の委員となっている方は、応募できません。

4 応募方法

次のいずれかの方法により応募してください。

(1) インターネットによる応募

<https://logoform.jp/form/dV7M/1319737> 又は右の二次元コードから  
応募フォームへアクセスし、必要事項を記入の上、送信してください。→



(2) 応募用紙による応募（持参、郵送、FAX、メールのいずれか）

裏面の応募用紙に記入の上、高松市政策課へ提出してください。

5 委員の任期等

(1) 任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(2) 会議の回数 年1～2回程度（1回の会議時間は1～2時間程度です。）

(3) 会議の内容 自治基本条例の基本原則に基づく、自治運営の状況の把握、検証など

(4) 報酬等 1回の会議ごとに、6,600円（税込予定金額）を支払います。

※交通費の支給はありません。

6 選考方法

応募内容に基づく書面審査後、面接（2月中旬～下旬予定）により選考します。

選考結果は、応募者全員にお知らせします。なお、提出された応募用紙はお返ししません。

7 高松市自治基本条例及び高松市自治推進審議会について

本市ホームページをご覧ください。

高松市自治基本条例	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/jichi/index.html">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/jichi/index.html</a>
高松市自治推進審議会	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/jichi/shingikai/index.html">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/jichi/shingikai/index.html</a>

8 応募・問合せ先

高松市政策局政策課（自治基本条例担当）

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話：839-2135／Fax：839-2125／メール：[seisaku@city.takamatsu.lg.jp](mailto:seisaku@city.takamatsu.lg.jp)

# 高松市自治推進審議会委員応募用紙

(ふりがな) 氏名	( )	年齢	歳
住所	〒　－		
通勤先・ 通学先	<u>※ 市外在住の方は、通勤先又は通学先と、その所在地の町名を記入してください。</u> 通勤先・通学先名： 所在地：高松市_____町		
連絡先 電話番号	<u>※ 面接等の連絡に必要ですので、日中連絡の取れる番号を記入してください。</u> －　－　／自宅・勤務先・携帯・その他（　）		
所属団体名 等	<u>※ 役職に就いている場合は、役職名も記入してください。</u>		
現在行って いる市民活 動等	<u>※ 現在、本市における他の附属機関等の委員に就任している場合は、その機関名も記入してください。</u>		
応募の動機 及び委員に 委嘱された 場合の抱負			
高松市自治 基本条例に ついての御 意見等			

※ 御記入いただきました個人情報は、本募集の目的に関してのみ使用します。